

商品券取り扱いにおける注意事項

【留意事項】

- ✚ 登録店舗・事業所において使用期限内に限り使用可能
- ✚ 期限を過ぎた商品券は使用できません。
- ✚ 釣り銭は出ません。
- ✚ 現金との引き換えはできません。
- ✚ 転売行為・偽造・コピーは固く禁じます。

【商品券が使用できないもの】

- ✚ たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ
- ✚ 出資、債務、振込手数料等の支払い。国や地方公共団体等への支払い（税金、電気、ガス、水道料等の公共料金）
- ✚ 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、事業者が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイトカード等の換金性の高いもの
- ✚ 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の支払
- ✚ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時借りを除く）等の不動産に関する支払い
- ✚ 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- ✚ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ✚ 風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 5 号から第 8 号に規定する営業への支払い
- ✚ 商品券の交換又は売買
- ✚ 現金との換金、金融機関への預け入れ

以上